

様式第59（第43条関係）

```
<HTML>
<HEAD><TITLE>アルコール事業法第3条第2項
</TITLE></HEAD>
<BODY><PRE>
【書類名】アルコール製造事業許可申請書
【提出日】
【宛先】 経済産業局長殿
【提出者情報】
  【郵便番号】
  【住所】
  【電話番号】
  【商号、名称又は氏名】
  【法人の代表者の住所】
  【法人の代表者の氏名】
  【法定代理人の住所】
  【法定代理人の氏名、商号又は名称】
【適用条文】アルコール事業法第3条第2項
【様式番号】001
【主たる事務所の所在地】
【製造場】
  【名称】
  【所在地】
  【製造設備の能力】
  【製造設備の構造】
  【貯蔵設備の能力】
  【貯蔵設備の構造】
【貯蔵所】
  【名称】
  【所在地】
  【貯蔵設備の能力】
  【貯蔵設備の構造】
【事業開始の予定年月日】
【現に営んでいる他の事業】
【提出原本の目録】
  【原本名】住民票（申請者が個人である場合）
    登記簿の謄本（申請者が法人である場合）
【添付情報】
  【添付資料】
    (所要資金の額及び調達方法を記載した書類)
    (主たる技術者の履歴書)
    (誓約書)
    (最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書（申請者が法人である場合）)
</PRE></BODY></HTML>
```

- 備考 1 「【郵便番号】」及び「【電話番号】」の欄には、日本産業規格X0201号で定められている文字を用いる。
- 2 文字は、日本産業規格X0208号で定められている図形文字並びにX0211号で定められている制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いることとし、図は用いてはならない。
- ただし、「【」（日本産業規格X0208号区点番号（以下「区点番号」という。）1-58）、「】」（区点番号1-59）、「▲」（区点番号2-5）及び「▼」（区点番号2-7）は用いてはならない（欄名の前後に「【」（区点番号1-58）及び「】」（区点番号1-59）を、又は置き換えた文字の前後に、「▲」（区点番号2-5）及び「▼」（区点番号2-7）を用いるときを除く。）。
- 日本産業規格X0208号で定められている文字以外の文字を用いようとすることは、日本産業規格X0208号で定められている漢字に置き換えて記録し、又はその読みを平仮名で記録し、それらの前に「▲」（区点番号

- 2-5) 後ろに「▼」(区点番号2-7)を付す。
- 3 「<」、「>」又は「<」及び「>」によって囲まれた欄名は、日本産業規格X0201号で定められている文字を用いる。
- 4 「【様式番号】」の欄には、日本産業規格X0201号で定められている文字を用いる。
- 5 文字の符号化表現は、日本産業規格X0208号付属書1で定められている方式を用いる。
- 6 製造場が2以上ある場合には、「【製造場】」の欄の次に製造場の数の「【製造場】」の欄を設けて記録する。
- 7 貯蔵所が2以上ある場合には、「【貯蔵所】」の欄の次に貯蔵所の数の「【貯蔵所】」の欄を設けて記録する。